

もっと、一人ひとりが いきいき暮らす地域に

「男女共同参画社会基本法」を知って、活かす

東久留米市は、平成12（2000）年10月1日に
「男女共同参画都市」を宣言しました。
施行25年目の「男女共同参画社会基本法」を
羅針盤に、一人ひとりが輝く差別のない社会
への歩みを加速するヒントを見つけましょう。

講師：名取 はにわ氏

（東久留米市男女平等推進市民会議会議長、
学校法人日本社会事業大学理事長、元内閣府男女共同参画局長）



10月26日（土）

13:30～16:30

講師講演（90分）とグループワークショップ・交流会（90分）

会場：市役所7階会議室

- 対象：男女共同参画、地域づくりに関心のある方
- 定員：先着40人（要申し込み）
- 申し込み：10月1日（火）から
・右記二次元コード
- ・TEL 042-472-0061
- ・または直接、男女平等推進センターへ
（市役所2階、平日9時～17時）
- 保育（2歳児から未就学児）（定員5人）
10月9日（水）午後5時までに電話で予約



男女共同参画都市宣言

わたしたちは
生まれたときから平等です
性別に関係なく
年齢に関係なく

わたしたちは
互いに人権を尊重し 責任を分かちあいます
家庭でも
学校でも
職場でも
地域でも

わたしたちは
さまざまな分野に参画して
個性と能力をいかし
一人ひとりが輝く
差別のない社会をきずきます

わたしたちは
水と緑に恵まれた このまちを受けつぎ
地球の環境をまもり 平和の輪をひろげて
男女がいきいきと暮らす社会をつくります

2000年（平成12年）10月1日

東久留米市